

II. 重要事項説明書

〔令和 7 年 4 月 1 日改定〕

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(鹿児島市指定 4690100971 号)

当事業所はご契約者に対して定期巡回・隨時対応型訪問介護看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 恩賜社会福祉法人財団済生会支部 鹿児島県済生会
(2) 法人所在地 鹿児島県薩摩川内市原田町2番46号
(3) 電話番号 0996-23-5221
(4) 代表者氏名 支部長 揚松 龍治
(5) 設立年月 昭和 27 年 8 月

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護サービス事業所
平成 25 年 3 月 28 日 指定 鹿児島市 4690100971 号
(2) 事業所の目的 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護サービスを提供する事により、利用者が居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
(3) 事業所の名称 済生会サポートセンターなでしこ
(4) 事業所の所在地 鹿児島市小野町2427番地2
(5) 電話番号 099-283-6875
(6) 事業所長（管理者）氏名 野口 佳祐
(7) 当事業所の運営方針 定期巡回・随时対応型訪問介護看護サービスの提供を通じて、利用者がその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう努める。
(8) 開設年月 平成 25 年 4 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

鹿児島市（武・田上、城西、中央、伊敷台、西伊敷、松元圏域の一部）

(2) 営業日及び営業時間

営業日 サービス提供日	年中無休（但し、12月29日から1月3日までは、利用者の状況に応じて相談の上対応いたします。）
営業時間 サービス提供時間	午前8時30分から午後5時15分 (サービス提供にあたっては、利用者の状況に応じて24時間対応いたします。)

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して訪問介護（介護予防訪問介護）サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤 (兼務)	非常勤	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名		1名
2. 計画作成責任者	5名		1名以上
3. 訪問介護員	6名	12名	1名以上
4. オペレーター	12名		1名以上

職務の内容

- ①管理者は、事業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- ②計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書を作成するものとする。
- ③訪問介護員等は、定期巡回サービス及び随時対応サービスの提供とそれに係る報告を行う。
- ④オペレーターは、通報に対し訪問の要否等の判断等を行う等随時対応を行う。
- ⑤新規採用時および初回訪問時等同行及び研修等を行う。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

があります。

(1) 定期巡回サービス

ご自宅を定期的に巡回訪問して各種の介護、介助を行います。

(2) 隨時訪問サービス

ケアコール端末やペンダントの非常押しボタン、電話等による通報で対応が必要な場合、体調確認、排泄介助等にすぐに駆けつけて対応します。

(3) 隨時対応サービス

ケアコール端末やペンダントの非常押しボタン、電話等による通報で会話をし、安否をお尋ねします。常に安心を提供しながら、状況により訪問等の要否を判断し、適切に対応します。

①介護報酬に係る利用者負担金

○報酬単位は、月額定額報酬です。したがって、何度訪問を行っても一人当たりの月額報酬は変わりません。また、通所サービスを利用された場合は利用日の減算、短期入所サービス利用や入院された場合は日割りでの請求、月途中での契約開始・中止においても日割りでの計算となります。

*1割負担の場合

要介護	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護費（Ⅱ）	通所サービス利 用時の減算 (1日につき)
	連携型	
1	5, 446 単位	- 62 単位
2	9, 720 单位	- 111 单位
3	16, 140 单位	- 184 单位
4	20, 417 单位	- 233 单位
5	24, 692 单位	- 281 单位

(1単位10円)

○その他の加算・減算

- ・同一建物、同一敷地・隣接する敷地内の建物居住減算 …… - 600 単位/月
- 事業所の所属する建物、又は同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（サービス付き高齢者向け住宅・ケアハウス）に居住する利用者に対し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合に減算されます。
- ・サービス提供体制強化加算（I） …… 750 単位/月
- ・初期加算 …… 30 单位/日（利用開始時、及び30日を超える病院または診療所への入院の後の利用再開時・・・30日まで）
- ・総合マネジメント体制強化加算（I） …… 1, 200 単位/月
- ・介護職員等処遇改善加算（I） …… 介護現場で働く職員の処遇改善を行い人材

確保に努め、良質なサービス提供を続けることができるよう取り組みを行っている事業所に認められる加算です。当該基準に掲げる区分に従い加算（24.5%）されます。

・生活機能向上連携加算（I）……自立支援型のサービスの提供を促進し、利用者の在宅での生活機能向上をはかるため、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション又はリハビリテーションを実施している医療機関の医師、理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士等の助言に基づき、訪問介護計画を作成し、訪問介護を実施する場合に加算（100単位／月：初回のみ）されます。

・生活機能向上連携加算（II）……自立支援型のサービスの提供を促進し、利用者の在宅での生活機能向上をはかるため、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション又はリハビリテーションを実施している医療機関の医師、理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士等がリハビリテーションの一環として利用者の居宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等の必要な要件を満たし、訪問介護計画を作成し訪問介護を実施する場合に加算（200単位／月：3月の間）されます。

・口腔連携強化加算……歯科専門職による適切な口腔管理の実施につながるよう事業所と歯科専門職が連携した場合に加算（50単位／月）されます。

・認知症専門ケア加算（I）……日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に加算（90単位／月）されます。

☆サービスご利用時は「介護保険負担割合証」に記載された負担割合で自己負担額を算定いたします。

②運営基準（厚生省令）に定められた「その他の費用」（全額、利用者負担）

③ケアコール端末機を無料で貸出します。その設置は1回目は無料になりますが、2回目以降は設置料実費相当を頂く事があります。また、契約解除の際は端末機を引き上げることとします。

④鍵の保管を行う為のキーボックスは、無料で貸出します。

⑤介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

⑥利用料金のお支払い方法

○前記の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求します。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

○下記のうちいずれかの方法にてお支払い下さい。

1.毎月末締めの翌月10日以降請求20日までに契約者指定口座からの自動引き落とし（指定口座からの自動引き落としの取り扱い金融機関は、下記のとおりと

なります。)

- ・ゆうちょ銀行（1件につき10円の取扱い手数料が必要となります。）

- ・鹿児島銀行（1件につき、110円の取扱い手数料が必要となります。）

※誠に恐れ入りますが、取扱い手数料は、御利用者様のご負担とさせていただきます。

2. 毎月末締めの翌月10日以降請求、20日までに指定口座への振り込み

（下記の指定口座への振り込み）

- ・鹿児島銀行 高見馬場支店 普通預金 1500138

社会福祉法人恩賜財団済生会支部 鹿児島県済生会

ホームヘルプステーション高喜苑

施設長 吉田 紀子

3. 上記口座振引き落としや振込み等が難しい時のみ、現金での徴収とさせていただきます。

6. サービス利用の中止、変更

○サービスの利用の中止、変更をする際には、事業所までご連絡下さい。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

但しご契約者利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日に申し出があった場合	600円
利用中止の連絡が無かった場合	600円
訪問後にサービス提供ができなかつた場合	600円

7. 合鍵の管理及び紛失時の対処方法

合鍵の管理場所・管理については、預かり書を交わし、厳重にかつ細心の注意で取り扱います。また、利用者・家族等の希望により協議の上、キーボックスを設置します。万が一紛失した際は、直ちに管理者へ報告し、利用者、家族と協議の上、当法人負担により鍵の交換設置を致します。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

また、定期的に訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービスと利用料金」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの実施に関する指示・命令

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品の使用・・・サービス提供する為に使用する電気、ガス、水道等の費用はご利用者のご負担とします。また、サービス実施のために必要な備品（手袋、おしり拭き等）をご準備いただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ③ご契約者の家族等に対する訪問介護(介護予防訪問介護)サービスの提供
- ④飲酒及喫煙
- ⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(6) 訪問看護事業所との連携

当事業所は、サービスを提供するに当たり「なでしこ訪問看護ステーション」と契約の上、連携を図ります。連携先訪問看護事業所の看護師は、月に1回利用者宅を訪問しアセスメントを実施します。また、六月に1回の割合で開催される「介護・医療連携推進会議」へ参加します。

9. 事故発生時の対応

- 利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- 発生した事故の状況及び、事故に際して採った処置について記録することとします。
- 利用者に対する指定訪問介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- 事故が生じた際は事故の原因を解明し、再発生を防止するための対策を講じます。

10. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

- | | | | |
|----------|-------|-------|----------------|
| ・苦情受付担当者 | 管理者 | 野口 佳祐 | (099-283-6875) |
| ・苦情解決責任者 | 管理責任者 | 早田 利博 | (099-202-0710) |

○受付時間

月曜日～土曜日

8：30～17：15

(2) 行政機関その他苦情受付機関

鹿児島市 健康福祉局すこやか長寿部 介護保険課給付係	所在地 電話番号 F A X 受付時間	鹿児島市山下町11番1号 099-216-1280 099-219-4559 8：30～17：15
----------------------------------	------------------------------	--

国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談室	所在地 鹿児島市鴨池新町6-6 鴨池南国ビル7階 電話番号 099-213-5122 FAX 099-213-0817 受付時間 9:00~17:00
鹿児島県社会福祉協議会 事務局 長寿社会推進部 福祉サービス運営適正化委員会	所在地 鹿児島市鴨池新町1-7 電話番号 099-286-2200 FAX 099-257-5707 受付時間 9:00~16:00

11. 虐待防止措置

定期巡回・隨時対応型訪問介護看護等の提供にあたって、従業者による利用者に対する虐待を防止するため従業者への研修、苦情処理体制の整備等により虐待防止の措置を講じます。

12. 身体的拘束等の適正化の取組み

サービスの提供にあたっては、自傷他害等の恐れがある場合等、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束その他のご利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行いません。

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合、①切迫性（直ちに身体拘束等を行わなければ、ご利用者本人又は他のご利用者等の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合）②非代替性（身体拘束等以外に、ご利用者本人又は他のご利用者等の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合）③一時性（身体拘束等は一時的なものであることが必要です。ご利用者本人又は他のご利用者の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束等を解除します）の要件を満たしていることを確認の後、ご利用者及びご家族等に説明し、同意を得たうえで対処し、身体拘束等を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、当事業所では身体拘束等をなくしていくための取組みを積極的に行います。

13. 緊急時等における対応方法

訪問介護員等は、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急状態が生じたときは、速やかに主治医・家族及び居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じ並びに管理者に報告します。

○緊急連絡先

済生会サポートセンターなでしこ 電話番号 099-283-6875
受付24時間対応

14. サービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	—
第三者評価機関	—
評価結果の開示状況	—

15. <付属文章>

事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

[指定介護老人福祉施設]

特別養護老人ホーム 高喜苑 (定員 50 名) 平成 9 年 8 月 1 日開設
鹿児島市 4670101189 号 平成 12 年 3 月 2 日指定

[指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護]

特別養護老人ホーム 高喜苑 (定員 16 名) 平成 9 年 9 月 1 日開設
鹿児島市 4670101189 号 平成 12 年 3 月 2 日指定

[指定訪問介護・指定介護予防訪問介護]

ホームヘルプステーション高喜苑 平成 10 年 2 月 6 日開設
鹿児島市 4670101437 号 平成 12 年 2 月 10 日指定

[指定通所介護・指定介護予防通所介護]

武岡台デイサービスセンター (定員 45 名) 平成 9 年 9 月 1 日開設
鹿児島市 4670102880 号 平成 14 年 9 月 13 日指定

[指定居宅介護支援事業所]

指定居宅介護支援センター高喜苑 平成 11 年 10 月 1 日開設
鹿児島市 4670100363 号 平成 11 年 9 月 29 日指定

[指定訪問看護・指定介護予防訪問看護]

なでしこ訪問看護ステーション 平成 6 年 12 月 28 日開設
鹿児島市 4660190051 号 平成 12 年 4 月 1 日指定

[指定認知症対応型共同生活介護]

グループホーム武岡五丁目 (定員 9 名) 平成 14 年 8 月 6 日開設
令和 6 年 4 月 1 日休止

鹿児島市 4670102823 号 平成 14 年 8 月 6 日指定
グループホーム武岡ハイランド (定員 18 名) 平成 15 年 7 月 1 日開設
鹿児島市 4670103268 号 平成 15 年 7 月 1 日指定

[ケアハウス]

シルバーフラット武岡台 平成 14 年 10 月 1 日開設

[サービス付き高齢者向け住宅]

済生会なでしこの杜

平成 26 年 11 月 1 日開設

[ミニデイ型通所介護サービス、運動型通所介護サービス]

済生会ヘルスサポートセンター武岡

平成 29 年 10 月 1 日開設

鹿児島市 46A0100192 号

平成 29 年 9 月 20 日指定

III. 個人情報の取扱いについて

個人情報に関する基本方針

社会福祉法人^{恩賜}_{財團}済生会支部鹿児島県済生会済生会鹿児島地域福祉センター（以下、「法人」という）は、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの大なる責務を考えます。

法人が保有する利用者及びその家族の個人情報に関し、適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会から信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

1、個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人及びその家族の同意を得ることとします。
- ③ 法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

2、個人情報の安全性確保の措置

- ① 法人は、個人情報保護の取り組みを全役員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

3、個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等への対応

法人は、本人及びその家族が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報相談窓口（電話 099-284-8250）までお問い合わせください。

4、苦情の対応

法人は、個人情報取扱に関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。
なお、この個人情報に関する方針は、当法人のホームページで公表するとともに、要望に応じて紙面にて公表いたします。

URL <http://www.saiseikai-kg.jp/>

個人情報の利用目的

社会福祉法人^{恩賜}_{財團}済生会支部鹿児島県済生会済生会鹿児島地域福祉センターでは、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者及びその家族の個人情報「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1、施設(又は事業所内)内部での利用目的

- ①施設(又は事業所)が利用者に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用にかかる施設(又は事業所)の管理運営業務のうち次のもの
 - ・入退所等の管理
 - ・会計、経理
 - ・介護事故、緊急時等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

2、他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ①施設(又は事業所)が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託(一部委託含む)
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1、施設(又は事業所)内部での利用に係る利用目的

- ①施設(又は事業所)の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・施設(又は事業所)等において行われる学生等への実習への協力
 - ・施設(又は事業所)において行われる事例研究等

2、他の事業所等への情報提供に係る利用目的

- ①施設(又は各事業所)の管理運営業務のうち

- ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

3、広報活動に係る利用目的

事業所活動状況や様子等、写真を含む

- ①ホームページへの掲載
- ②広報誌への掲載
- ③写真の掲示や配布

*サービス提供時(施設内外行事等を含む)に撮影した写真の利用についてご意向をお聞かせ下さい。□に☑をお願い致します。

- 施設内での掲示に同意します。
- 利用者への配布に同意します。
- 広報誌、パンフレット等への掲載に同意します。
- ホームページへの掲載に同意します。
- 上記項目に同意しません。

なお、あらかじめ利用者本人及びその家族の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

定期巡回・隨時対応型訪問介護看護サービスの提供開始にあたり、利用者、契約者及び家族代表に対して本署名に基づき契約書ならびに重要事項、個人情報の取り扱いについて説明をいたしました。

事業者 住 所 鹿児島県鹿児島市武岡五丁目 51 番 10 号
事業者名 社会福祉法人 恩賜財團 済生会支部鹿児島県済生会
済生会鹿児島地域福祉センター
代表者氏名 所 長 吉田 紀子 印

説明者 事業所名 済生会サポートセンターなでしこ
事業所番号 4690100971 号
説明者職名
氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から契約書ならびに重要事項、個人情報の取扱いの説明を受け、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護サービスの提供開始及び個人情報の取り扱いについて同意し、契約を締結いたします。

利用者 住 所

氏 名 印

契約者 住 所

氏 名 印

(利用者との続柄)

家族代表 住 所

氏 名 印

(利用者との続柄)